

【新居浜市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）】構成

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画対象

第2章 子ども・子育ての現状と課題

- 1 子どもをめぐる状況
- 2 新居浜市における子育ての取り組み
- 3 ニーズ調査結果から見た現状分析
- 4 新居浜市の課題

第3章 事業計画

- 1 計画の基本理念
- 2 教育・保育提供区域の設定
- 3 幼児期における学校教育・保育の提供
 - ▼認定区分と提供施設
 - ▼幼児期における教育・保育の見込み量と提供体制
 - ▼地域子ども・子育て支援事業の見込み量と提供体制
- 4 基本方針
- 5 基本施策

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗状況の管理

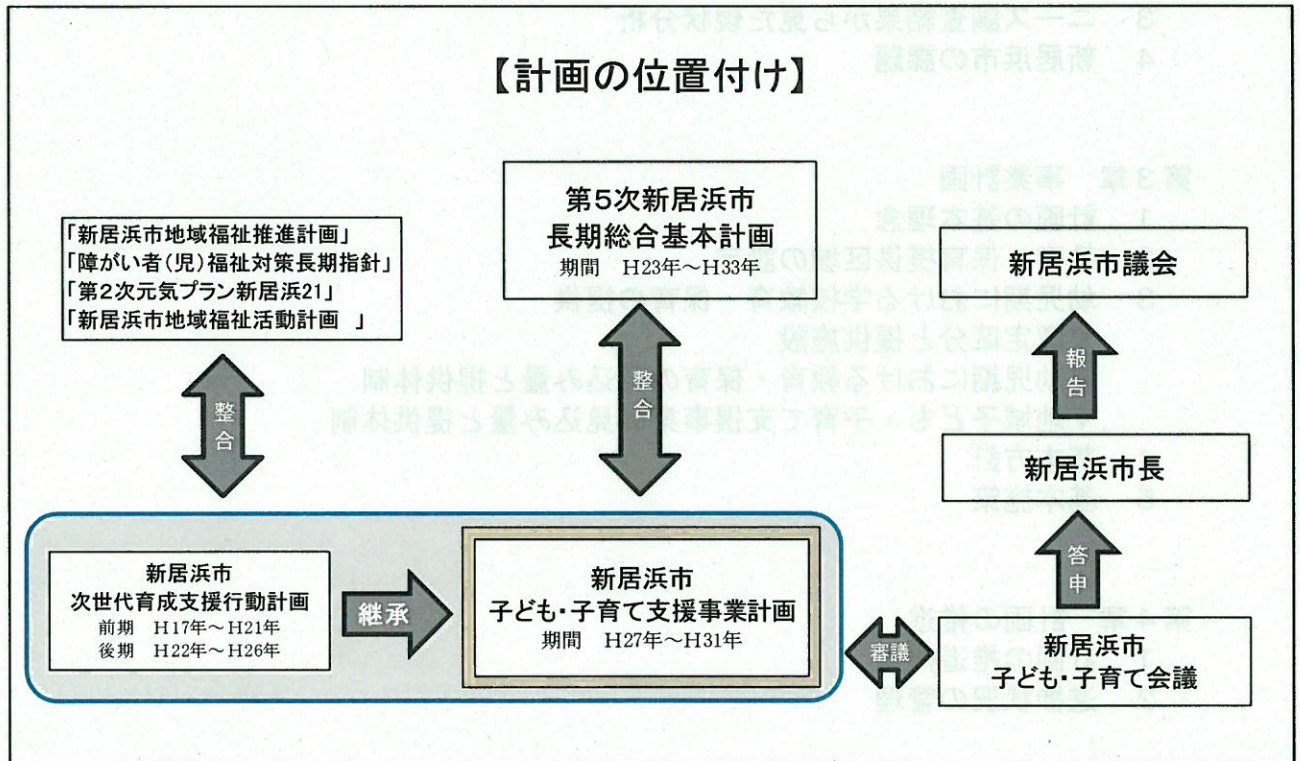
第1章 計画策定について

1 計画策定の背景と趣旨

- ▼ 平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。
- ▼ 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行される予定です。
- ▼ 子ども・子育て支援法においては、基礎自治体である市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援のための給付や事業の実施主体となります。
- ▼ 子ども・子育て支援事業計画は「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を引き継ぐ形で策定され、新居浜市の子どもたちの最善の利益が実現される地域社会を目指すものとしします。

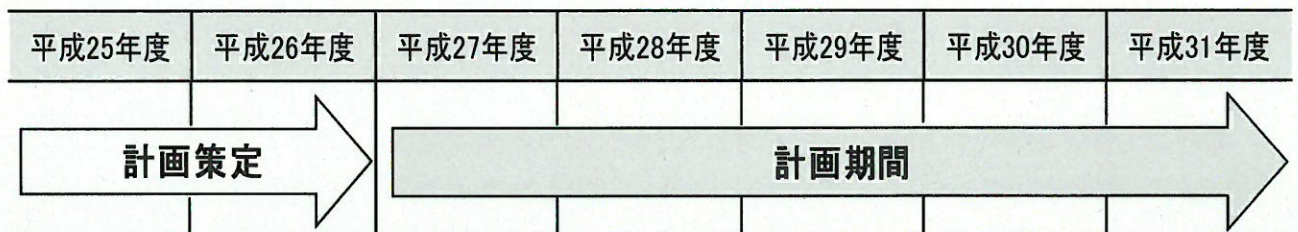
2 計画の位置付け

- ▼ 子ども・子育て支援法第61条において、市町村が定める計画として位置付けられています。
- ▼ 「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承します。
- ▼ 第五次新居浜市長期総合計画を上位計画とし、個別計画との整合性を図ります。



3 計画期間

- ▼ 平成27年度から平成31年度までの5か年を期間とします。



※中間年(平成29年度)を目安に計画の見直しを実施する。

4 計画対象

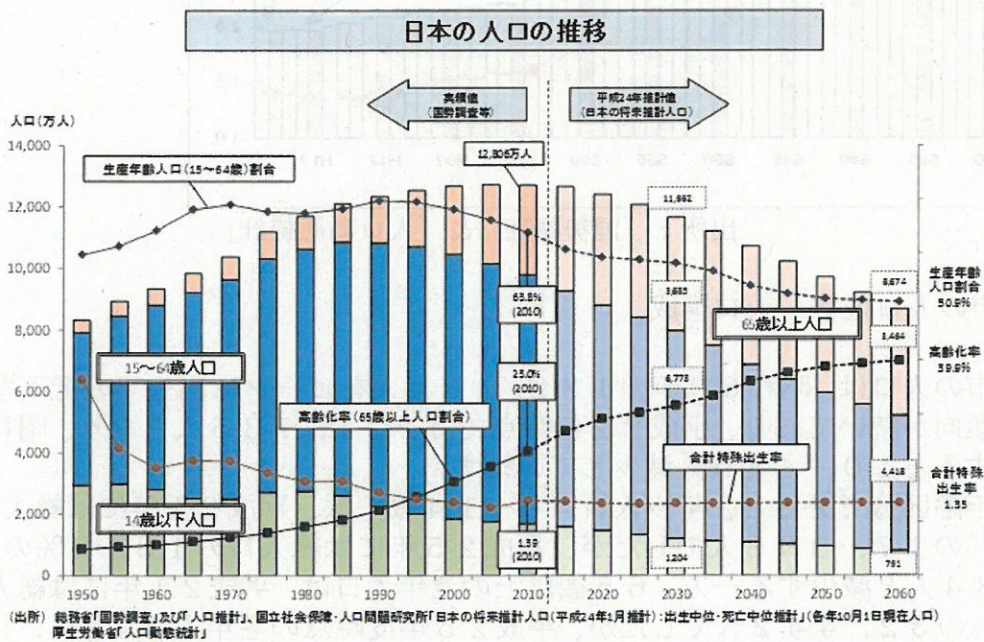
新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）と同様に、すべての子どもと子どもを育成しようとする家庭、市民、事業者、行政等、すべての個人及び団体を対象とします。

子ども・子育て支援法における「子ども」とは、概ね18歳未満とされていますが、本市が策定する事業計画の対象は、概ね就学前児童（0～5歳）とします。

第2章 子ども子育ての現状と課題

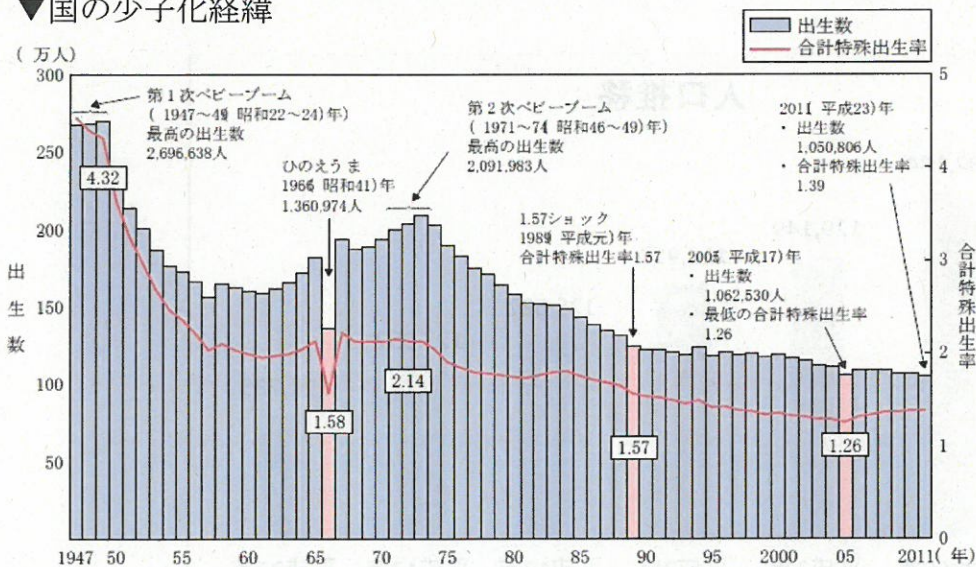
1 子どもをめぐる状況

▼日本の人口推移



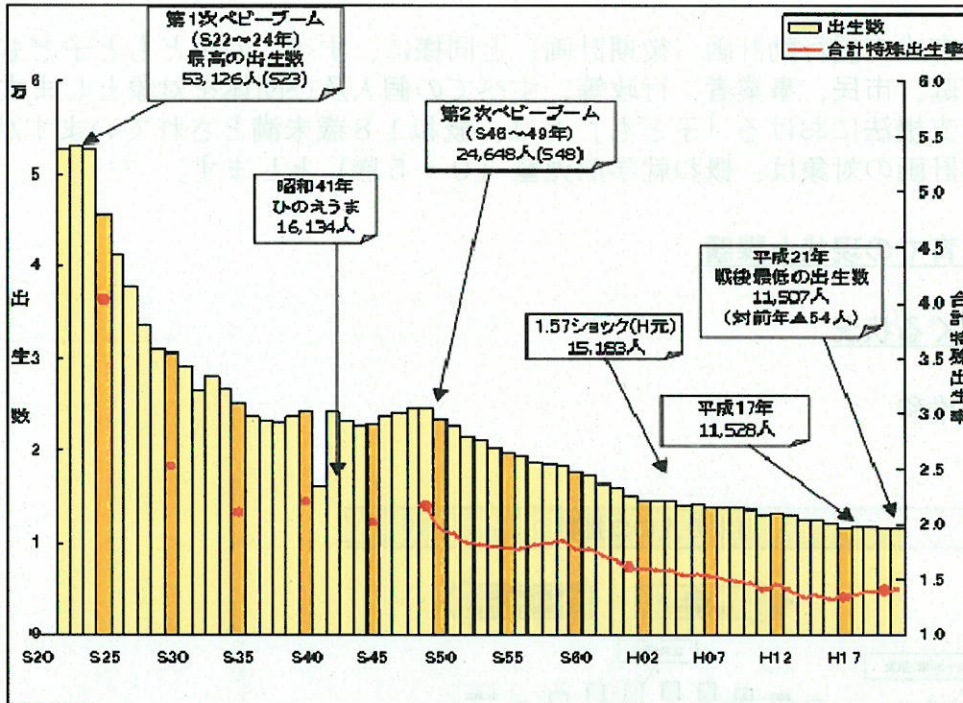
出所：「国勢調査」&「人口動態統計」

▼国の少子化経緯



資料：内閣府資料

▼ 県の少子化経緯



出所：「国勢調査」 & 「人口動態統計」

▼ 新居浜市の人口推移、人口構成

新居浜市の人口は、昭和60年の132,184人をピークに出生率の低下などにより減少傾向が続いており、平成22年時点では121,735人となり、昭和60年と比較すると10,449人減少しています。

また、年齢区分で見ると、年少人口（0～14歳）は、平成21年には総人口の13.6%の17,093人でしたが、平成25年には総人口の13.4%の16,634人と減少する一方、65歳以上の老年人口は、平成21年には総人口の25.8%の32,442人でしたが、平成25年度時点の老年人口は27.9%の34,729人と増加しています。

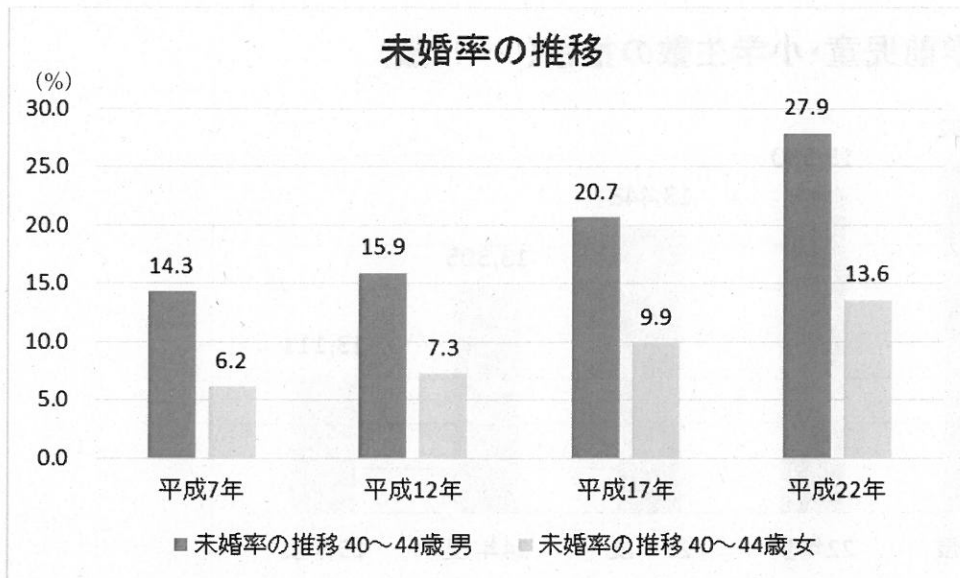
今後もこの傾向は続くと思われる、新居浜市の少子高齢化はさらに進むものと推測されます。



資料：国勢調査

▼ 未婚率

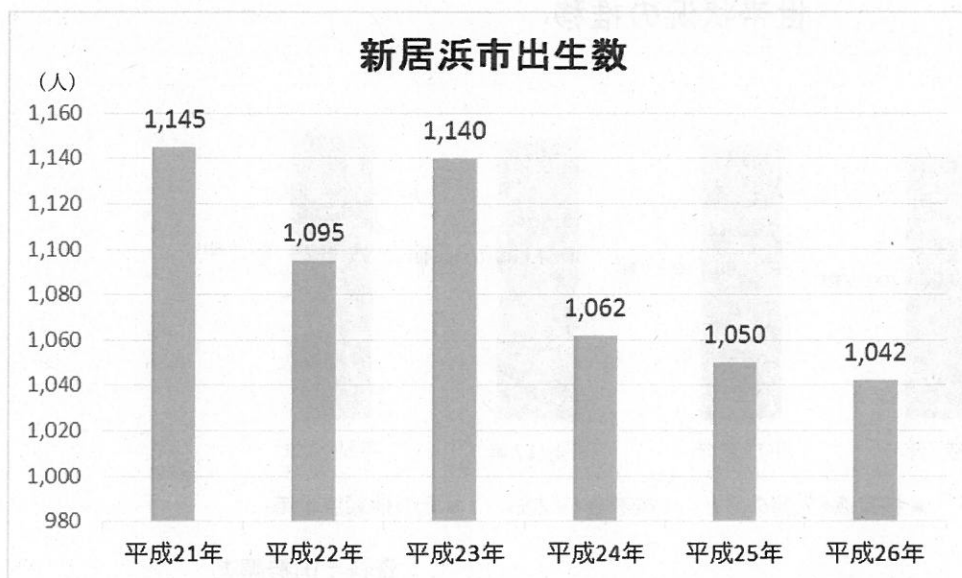
新居浜市の40～44歳での推移をみると、男性の約4人に1人、女性の約8人に1人が未婚です。



資料：国勢調査

▼ 出生数、合計特殊出生率

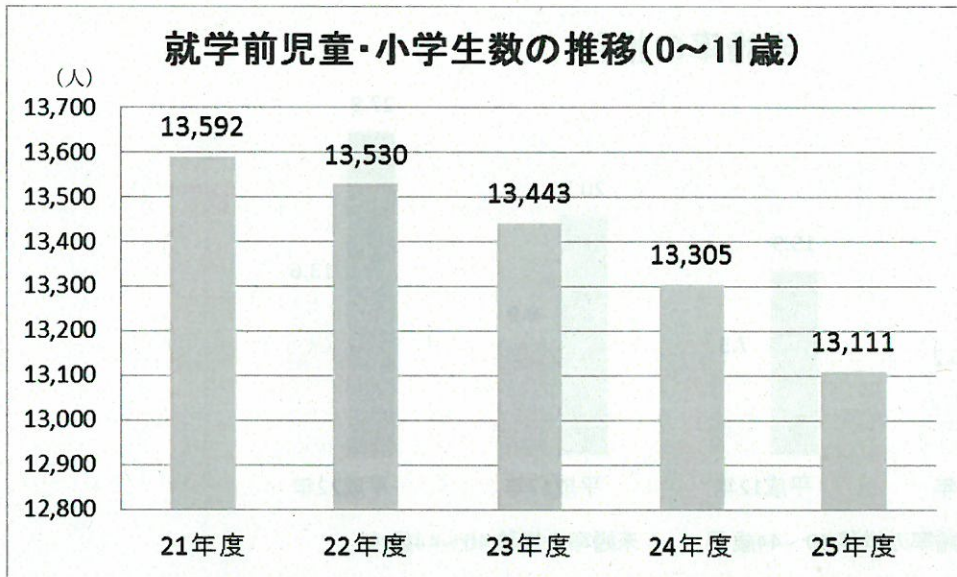
出生数は平成23年に1度回復しましたが、翌年以降は減少傾向が続いています。合計特殊出生率は、平成20年から平成24年の集計値（出典・引用：厚生労働統計一覧 人口動態統計特殊報告）によると、新居浜市は県内で一番高い1.80にまで回復していますが、出産数の母数となる出産年齢人口の減少が進み、出生数が死亡数を下回る自然減数は増加しています。



出展：住民基本台帳

▼ 就学前児童・小学生数の推移（0～11歳）

減少数は年々加速しており、この5年間の推移をみますと、▲62名→▲87名→▲138名→▲194名となっています。

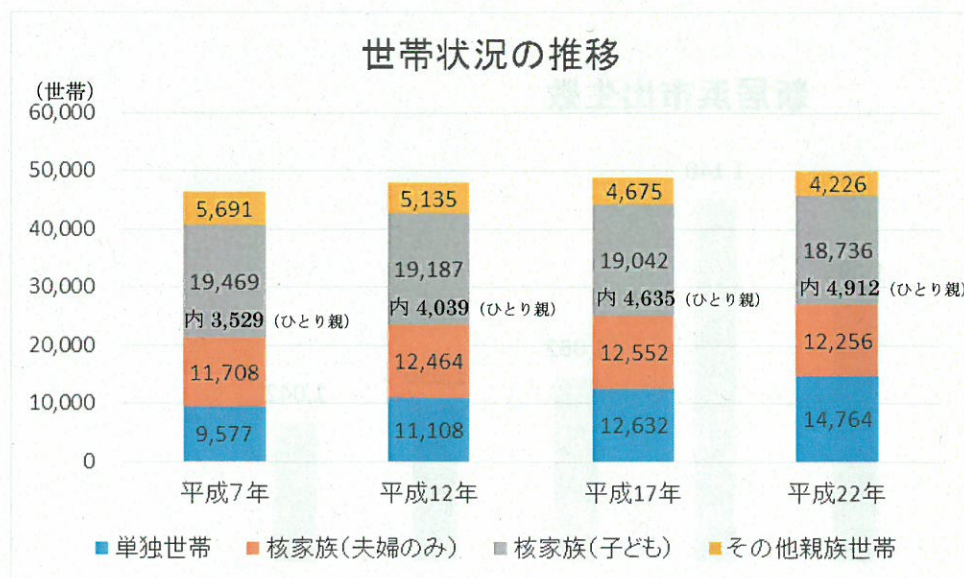


出典：住民基本台帳

▼ 新居浜市の世帯の状況

新居浜市の人口は減少していますが、単独世帯は増加し、逆にその他親族世帯（世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯、3世代同居等）が減少することにより、世帯数は年々増加傾向にあります。

さらに、子どものいる核家族世帯では、ひとり親の割合が年々上がっており、平成22年でみますと、約4人に1人がひとり親となっています。



資料：国勢調査

2 新居浜市における子育ての取り組み

本市では、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、包括的な子育て支援施策に取り組むため、平成17年3月に「新居浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。

その後、前期計画の期間が終了し、社会情勢等の変化に対応するため、「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次に掲げる5つの基本目標に沿ってこれまで施策を展開してきました。

- 1 健康診査や食育等による親子の健康支援
- 2 学校教育・学校保健等による子どもの育成支援
- 3 各種保育サービスや財政援助等による家庭支援
- 4 各種事業の実施等による地域における子育て支援
- 5 生活環境の整備や児童虐待防止対策等による安全な環境づくり

▼後期計画における数値目標【平成25年度実績】

(1月末現在)

事業内容		単位	平成25年度	平成26年度
間平 保日 育昼	通常保育事業(3歳児未満)	人	1,086	1,070
	通常保育事業(3歳以上児)	人	1,751	1,651
夜間 帯保 育	延長保育事業	人	154	132
		か所	16	16
	夜間保育事業	人	0	10
		か所	0	1
	トワイライトステイ事業	人	0	2
		か所	1	1
休日保育事業	人	25	10	
	か所	1	1	
乳幼児健康支援デイサービス事業	延人数	135	1,000	
	か所	1	1	
放課後児童健全育成事業	人	885	1,130	
	か所	23	23	
放課後子ども教室	人	6,405	6,359	
	か所	10	7	
一時預かり事業	延利用者数	人	2,708	6,750
	保育所型	か所	2	2
地域子育て支援拠点事業		か所	4	7
ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1
ショートステイ事業		か所	2	2

※計画に位置付けられた施策の進捗状況の詳細については、本市のホームページ『新居浜市次世代育成支援行動計画』に掲載しています。

http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/detail.php?lif_id=7613

3 ニーズ調査結果から見た現状分析

※会議当日に資料を配布します。

4 新居浜市の課題

※会議当日に資料を配布します。

調査項目	調査結果	内容	備考
1,070	986	人	（1）未就学児（2）幼児教育
1,280	1,210	人	（3）小学生（4）中学生
1,250	1,210	人	（5）高校生
18	18	人	（6）職業教育
10	10	人	（7）生涯学習
1	0	人	（8）その他
5	0	人	（9）その他
1	1	人	（10）その他
10	10	人	（11）その他
1	1	人	（12）その他
1,000	1,281	人	（13）その他
1	1	人	（14）その他
1,160	848	人	（15）その他
53	53	人	（16）その他
485.8	4,408	人	（17）その他
7	10	人	（18）その他
1,180	1,108	人	（19）その他
5	5	人	（20）その他
7	8	人	（21）その他
1	1	人	（22）その他
5	5	人	（23）その他

第3章 事業計画

1 計画の基本理念

《基本理念》

子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の区域は、基本的記載事項として地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

本市においては、規模別に分けた場合4つのエリアが考えられ、①新居浜市全体②川西・川東・上部の3ブロック③中学校区④小学校区となります。そのうち、現状の保育園・幼稚園・その他施設の配置状況、各地域の歴史的経緯や校区間の利用実態が見られることなどから、②の川西・川東・上部ブロックに分けることを基本とし、さらに上部ブロックを西と東に分けた4区域に設定することとします。

■圏域設定

圏域	0～5歳児人口	小学校数	学校名	中学校数	学校名
川西地区	2,014人	6校	(新居浜小・宮西小・金子小・金栄小・惣開小・若宮小)	3校	(北中・南中・西中)
川東地区	1,748人	5校	(高津小・浮島小・神郷小・多喜浜小・垣生小)	2校	(東中・川東中)
上部西地区	1,166人	2校	(中萩小・大生院小)	2校	(中萩中・大生院中)
上部東地区	1,629人	4校	(泉川小・船木小・角野小・別子小)	4校	(泉川中・船木中・角野中・別子中)

3 幼児期における学校教育・保育の提供

(1) 確認区分と提供施設

■市内に在住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所、幼稚園の利用状況に利用希望を加味して、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

認定区分		提供施設	利用対象	対象児童年齢
1号認定	教育標準時間認定	認定子ども園および幼稚園	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭	3～5歳
2号認定	保育短時間認定	幼稚園	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭	3～5歳
	保育標準時間認定	認定子ども園および保育園	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	3～5歳
3号認定	保育短時間認定 保育標準時間認定	認定子ども園および保育園+地域型保育園※	保育の必要性の認定を受けた3歳未満の子ども	0歳、1・2歳

※地域型保育事業

事業名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
地域型保育事業 ※①～④の4つの事業所あり	施設より少人数の単位で、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～2歳	主に夕方までの保育 ※居宅訪問型保育は親の就労に合わせ、夜間等もあり	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
① 家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に決め細やかな保育を実施			
② 小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施			
③ 居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育を実施			
④ 事業所内保育	会社の事務所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育			

地域子ども・子育て支援事業

No	対象事業(地域子ども・子育て支援事業)	対象児童年齢
1	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診断	
4	乳児家庭全戸訪問事業	0～2歳
5	養育支援訪問事業	0～18歳
6	子育て短期支援事業	0～18歳
7	ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援活動支援事業)	0～5歳、1～3年生、4～6年生
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病後児保育事業	0～5歳、1～6年生
11	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	1～3年生、4～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(2) 幼児期の教育・保育の見込み量と提供体制

■新居浜市の現状

▼平成26年度の保育・教育の状況 0～5歳人口 6,560人
(うち3～5歳人口 3,353人)

(平成26年5月1日時点)

幼稚園利用者数(%)3～5歳	保育所等利用者数(%)0～5歳		
	3～5歳	1・2歳	0歳
	1,431人 (42.7%)	1,710人	856人
	2,725人 (41.5%)		

▼幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保方策 —調書イメージ—

区分	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)															
②確保の内容	認定子ども園、 幼稚園、保育園	今後検討													
	地域型保育 事業※														
②-①															

※地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と提供体制

▼地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策 —調書イメージ—

1) 利用者支援事業

1 利用者支援事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み(推計値)	●人(●か所)	今後検討			
②確保の内容(整備目標)	●人(●か所)				
②-①	●人(●か所)				

2) 地域子育て支援事業

2 地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み(推計値)	●人(●か所)	今後検討			
②確保の内容(整備目標)	●人(●か所)				
②-①	●人(●か所)				

※事業ごとに記載

4 基本方針

※会議当日に資料を配布します。

5 基本施策

※会議当日に資料を配布します。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

- ▼ 庁内関係各課所、関係機関及び団体と連携して本計画の推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、地域住民との連携と協働を図り、総合的な子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。
- ▼ 子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議します。

2 進捗状況の管理

- ▼ 子ども・子育て会議において、毎年度計画の進捗状況について点検と評価を実施します。
- ▼ 点検及び評価については、PDCAサイクル手法を活用します。

Plan	計画策定
Do	実行
Check	評価
Action	改善